

## 研究教育院生に関するよくある質問（FAQ）

### I 研究教育院生の公募

Q 1 : ① 修士研究教育院生の申請資格はどのようになっていますか。  
② 博士課程への進学は予定していませんが、修士研究教育院生への申請を希望しています。申請できますか？

A 1 : 申請資格は修士課程 2 年次に在籍している学生であり、修士課程 1 年次までに本学の大学院共通科目・研究科横断科目（自専攻開講科目などを一部除いて）を 4 単位（2026 年度に限り、本院の指定科目を 6 単位）以上修得し、かつ博士課程に進学することを予定している者としします。（10 月入学者に対しては当分の間、募集しません。）修士研究教育院生が就職へと進路を変更した場合には、支援経費の一部返却を求めるか、支援を打ち切るか等が事情に応じて行われます。なお、博士課程への進学は原則として本学への進学としします。

【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル抜粋】

なお、指定科目 6 単位中、自専攻開講科目は 2 単位までとしします。

Q 2 : 修士課程に在籍し、1 年間留学して在籍期間を 1 年延長する場合、3 年目（M2）に修士研究教育院生に申請したいと思っておりますが、可能でしょうか。また、M1 の時に履修した指定科目は申請の際有効でしょうか。

A 2 : 修士研究教育院生の場合は、修士 2 年次学生を同一年度において 1 年間支援を行うこととしております。ご質問では、「1 年間留学して在籍期間を 1 年延長する場合」とありますが、1 年間の留学の形態は、次の 2 つの形態が考えられます。

- (1) 1 年間休学により留学した場合：3 年目は正規の在籍期間になり、修士研究教育院生に採用後 1 年間の修学期間を有することが可能となりますので、申請は可能です。
- (2) 1 年間在籍のまま留学した場合：1 年延長する在籍期間は留年扱いとなります。正規の在籍期間内（2 年間）ではありませんので、申請資格はありません。

また、留学等により 1 年次に半年間休学した場合は、2 年次への進学が 10 月となり、同一年度に 1 年間の修学期間を確保できませんので申請資格はありません。

申請の前年度より前に履修した指定科目も有効です（※直近の履修を義務付ける規定はありませんので、学部学生の先行履修科目も有効です。ただし、成績証明書に反映され履修が確認できるものに限りです。）

なお、出産・育児のために在籍期間 3 年で修了する課程を選択した学生が 3 年目に修士研究教育院生として採用された例があります。

Q 3 : 博士研究教育院生の申請資格はどのようになっていますか。

A 3 : 申請資格は、博士課程後期 3 年の課程及び医学、歯学、薬学履修課程（以下「博士課程」）の 1 年次に在籍している学生のうち、「修士研究教育院生」であった、あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績（学業、研究活動、発想など）が優秀な者であること。なお、博士研究教育院生が博士課程修了前に就職へと進路を変更した場合には、資格を喪失したものとして、支援経費の一部返却または支援打ち切り等が事情に応じて行われます。

【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル抜粋】

なお、2025年度の修士研究教育院生については、QEに合格すれば引き続き博士研究教育院生として採用されます。

Q4：収入がある者で博士研究教育院生に申請することは可能でしょうか。

A4：研究教育院は、研究教育院生が研究に専念できるように支援金を支給しています。給与等を受給している場合は、年間の収入（給与および他のRA収入等を含む）及び返還期義務のない奨学金の合計が180万円以上の場合には支援金支給の対象者になりません。退職している場合など、これらの収入等が180万円未満の場合は申請できます。ただし、次期博士学生支援事業により条件等を変更する場合があります。

なお、条件を満たさない方も、研究教育院が実施する全領域合同研究交流会等には参加が可能です。博士の学生は大学院共通科目の単位の取得もできますので、是非参加を頂き、異分野領域との研究交流を深めて頂ければ幸いです。

Q5：修士研究教育院生ではありませんし、指定科目も履修していませんが、博士研究教育院生に申請することはできますか？

A5：博士研究教育院生の申請資格は、『「修士研究教育院生」であった学生、あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績（学業、研究活動、発想など）が優秀な者』と規定されていますので、申請は可能です。

なお、指定科目の履修は、修士申請時のみの必須条件になります。

Q6：医学、歯学及び薬学履修課程（博士後期4年制課程）に進学の2年次生の採用はありませんか？

A6：2023年度から1～4年次の4年間の支援を行うこととなり、2年次からの採用はありません。

【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル II-1. 申請資格 参照】

Q7：10月入学です。10月の募集はありますか？

A7：研究教育院生の募集は、4月採用の募集のみで、10月入学者に特化した募集は行われておりません。

なお、修士研究教育院生に対する支援対象期間は、同一年度内における修士2年次の修学期間になります。したがって、10月入学の修士大学院生は、研究教育院生としての支援対象期間である修士2年次の修学期間が、同一年度において1年間確保することができないため、応募資格がありませんので注意してください。

また、10月入学の博士大学院生は、入学から半年経過後の翌年4月採用の博士研究教育院生に申請できます。ただし、3年次は9月で修了になるため、支援期間は2年半（医歯薬学履修課程は3年半）になります。たとえば、翌年の3月まで延長して在籍する場合であっても、留年期間は支援対象期間には含まれませんので、2年半（医歯薬学履修課程は3年半）の支援期間に変更はありません。

Q8：日本学術振興会・特別研究員に内定していますが、申請できますか？

A8：申請は可能です。

Q9：学内の産学共創大学院プログラム又は国際共同大学院プログラムに採用されて（又は応募して）いますが、申請できますか？

A9：採用者、応募中のいずれも申請は可能です。ただし、博士研究教育院生に採択された場合は、他のプログラムの経済的サポートと重複受給はできませんので、本人の不利益にならないよう考慮した上で、併給調整を行います。

Q10：① 副指導教員の役割について？

② 他大学の教員を副指導教員に充てることはできますか？

A10：副指導教員制度は、指導教員の指導上の補佐を含めて、融合研究の遂行上、指導教員とは異なる専門分野の研究指導や相談に対応する教員が必要との判断によるものです。従って、副指導教員は、原則として同一研究室の所属以外の教員とします。

また、基本は本学の教員（講師以上）になりますが、他大学の教員（講師以上）を充てることも可能です。その場合は、副指導教員に本学の教員も加え、二人体制にしてください。

なお、研究教育院生の申請時まで副指導教員が定まらない場合は、空欄のまま提出し、採用確定後に配付される「副指導教員届」に記入のうえ、提出してください。

Q11：指導教員又は副指導教員に、論文指導教員の主査教員又は副査教員を当てる義務はありますか？

A11：研究内容がどの程度一致しているかにもよりますが、指導教員又は副指導教員は、論文指導教員の主査教員又は副査教員に必ずしも一致しないこともあると考えています。また、指導教員及び副指導教員は講師以上の教員としています。

Q12：副指導教員の重複は可能ですか？

A12：研究教育院生の申請にあたっては、同一指導教員が推薦できる人数に制限が設けられていますが、副指導教員に対する制限はありません。ただし、重複による過度な負担が生じないように、指導教員及び副指導教員を依頼する先生方によく相談してください。

Q13：書類審査、面接試問での審査コメントを公表してもらえませんか。

A13：書類審査は、「研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル」に基づき、領域基盤ごとに4人の審査委員によって、また、面接試問は、領域基盤ごとに5人の審査委員によって、それぞれ点数制により評価します。その評価結果を集計した結果に基づき、最終的に全学の委員から構成する運営専門委員会において合格者を決定しております。なお、書類審査及び面接試問に係る審査コメント、不採用の理由等については公表していません。

Q14：採用スケジュールに提示されているヒアリング審査期間に出張（国内・海外）が予定されています。別の日程で面接していただくことは可能ですか？

A14：審査委員のスケジュールを調整した日程により一律に実施しておりますので、個別対応はできません。時間などはできるだけ考慮しますが、ヒアリング審査予定期間中は、いつでも対応できるようにしてください。

なお、出張先でのヒアリングはネットワーク接続に責任を持って行うことで認めることがあります。ネットワークの問題でヒアリングが不調となった場合は不合格となります。

## II 経済的支援内容

Q 1 5 : ① 経済的な支援内容はどのようになっていますか？  
 ② 学術振興会の特別研究員に採用されていても、経済的支援を受けられますか？

A 1 5 : ①②以下の表の通りです。修士研究教育院生への経済的支援は、研究教育院生は、各自の専門分野の研究を深めることのみならず、融合・学際分野での研究開拓に挑戦してもらい、将来のアカデミアを担う国際的に通用する若手研究者の養成を推進することが目的です。特に、博士研究教育院生に対しては、研究奨励費が支給されますが、これは経済的に心配がない状態で研究に専念し、融合研究の分野において優れた成果を期待しての現われと理解してください。

### 【博士教育院生への経済的支援】

博士課程学生向けの総合的な支援 パッケージ		①研究奨励費 (年額)	②授業料等全額免除		③公券型 旅費支援
			授業料免除 (年間)	入学料免除	
【学位プログラム枠】 学位プログラム等※2に 所属する博士課程学生	日本人学生等 ※1	240万円	53.6万円	28.2万円	○
	留学生	240万円	53.6万円	—	
【一般枠】 上記以外の博士課程学生	日本人学生等 ※1	127.2万円	53.6万円	28.2万円	
	留学生	127.2万円	—	—	

(注) 博士課程学生：博士後期3年の課程または医歯薬学履修課程に在籍する学生

### 【修士教育院生への経済的支援】

奨学金 60万円/年 (前期30万、後期30万)

Q 1 6 : 学内の他の学位プログラムに採用されましたが、研究奨励費の重複受給は可能ですか？

A 1 6 : 学内の産学共創大学院、国際共同大学院等他の学位プログラムに採択され、かつ博士研究教育院生に採択された場合は、他のプログラムと重複受給はできませんので、本人の不利益にならないよう考慮した上で、併給調整を行います。

Q 1 7 : 学外の奨学金を重複して受給することは可能ですか？

A 1 7 : 次期博士学生支援事業支援の場合は、年間の収入（給与および他の RA 収入等を含む）及び返還期義務のない奨学金の合計が 180 万円以上の場合には支援金支給の対象者になりません。また、海外留学奨学金については、今後、高等大学院機構で詳細が決まりますので、お待ちください。なお、次期博士学生支援事業により条件等を変更する場合があります。

修士研究教育院生は、学外の財団等の奨学金支給機関が重複制限を課していない場合は、原則として学外の財団等からの受給を容認しています。

ただし、当該奨学金が研究助成金の性格を持ち合わせ、研究成果報告等を求められる場合は、研究教育院生としての採択課題の研究遂行に対する支障の程度により判断することになりますので相談してください。このようなケースでは、併給調整を行う場合があります。

**Q 1 8 : 研究教育院が支給する支援金は、所得課税の対象になりますか？**

A 1 8 : 博士研究教育院生に対する研究奨励費は課税対象です。

修士研究教育院生の奨学金は、給付型奨学金として学資に充てるために給付されているものであり、給与として支給されているものではありません。

従って、所得税法第 9 条に「学資に充てるため給付される金品」は非課税所得と規定されていることにより、この給付型奨学金に係る所得税の申告は必要ありません。

また、税法上の扶養控除の適用につきましては、扶養控除の手続きを行う事業所等の担当者に、研究教育院が支給する奨学金が税法上非課税所得扱いになっていることを説明し、判断を受けてください。

### III 副業・アルバイト

**Q 1 9 : 副業やアルバイトは可能ですか？**

A 1 9 : 学際高等研究教育院では、研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が出るおそれがあるので、副業やアルバイトに従事することを制限しています。

副業、アルバイトやTA、RA、AA等（以下、「TA等」という。）による収入は合計して年収 180 万円未満まで可能です。次期博士学生支援事業により条件等を変更する場合があります。

なお、下記の事項に留意してください。

#### 【「TA等」への従事】

- ◆ 研究科内の事業に関する「TA等」に従事する場合は、次の事項を満たすこととし、従事時間数等を考慮のうえ、認めることといたします。
    - ① 研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと。
    - ② 研究教育院生の研究課題の研究遂行に資する業務であること。
    - ③ 将来、大学等の教員・研究者になるためのトレーニングの機会となる業務であること。
    - ④ 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと。
- TA等に従事する場合は、従事時間数は週 19 時間が上限となります。

#### 【行事支援】

- ◆ 学内、研究科内又は研究室内での主催事業（研究教育院生の研究に関連する学会主催事業を含む。）に係るアルバイトについては、継続的な事務処理業務等への従事を除き、平日の開催日等の単発的な支援業務（2 日以内）については、研究活動の一貫として認めることといたします。

#### 【非常勤講師】

- ◆ 将来、資格取得に有利となる非常勤講師等業務への従事については、その実態に応じ判断しますので、相談下さるようお願いいたします。

## 【その他】

- ◆ 帰宅後の夜間のアルバイトや休日のアルバイトについては、時間制限の対象にはなりません。良識の範囲内において従事してください。授業や研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないかと、との疑念を持たれないように注意してください。

Q 2 0 : 研究教育院生の採用前に T A 等に従事し、給与を受給していますが、返還義務はありますか？

A 2 0 : 研究教育院生採用前の給与に関しては、返還の義務はありません。ただし、採用後の対応については、A 1 9 を参考に適切にご対応をお願いいたします。

Q 2 1 : アドミニストレイティブ・アシスタント (AA) に従事することは可能ですか？

A 2 1 : アドミニストレイティブ・アシスタント (AA) は、事務補佐など管理運営等の業務の補助を行うことを目的に、学部学生及び大学院学生を採用する本学の制度です。T A、R A 等と同様に取り扱いますので、A 1 9 を参考に適切にご対応をお願いいたします。

## IV 謝辞

Q 2 2 : 論文等に研究教育院に対する謝辞を記載する場合は？

A 2 2 : 研究教育院への謝辞についてですが、定型文はありません。  
奨学金のみの支援を受けた場合は、「研究教育院から奨学金の支援を受けた」旨を記載してください。  
なお、次期博士学生支援事業では採用後に配付する資料でご確認ください。  
英文の場合は下記の記載例を参考にしてください。

例①) This work was supported by a Grant-in-Aid of Tohoku University, Division for Interdisciplinary Advanced Research and Education.

例②) This work was supported by a Scholarship of Tohoku University, Division for Interdisciplinary Advanced Research and Education

Q 2 3 : 謝辞を記載する場合、注意することはありますか？

A 2 3 : 研究教育院以外から奨学金等を受給し、その支給元の職務専念義務や重複受給制限に抵触する場合は、「奨学金」の支援を受けたという表現は避けて、授業料支援 (support of tuition fee)、研究環境 (research environment) や研究指導 (research guidance)、アドバイスなどを受けたという表現にしてください。

## V その他

Q 2 4 : 研究成果に関するプレスリリースを行った場合は、報告する義務がありますか？

A 2 4 : ぜひ、下記連絡先までご一報ください。学際高等研究教育院の H P 及び情報機関紙「クロスオーバー」に掲載したいと考えています。  
また、学会での表彰又は公的集会や研究会等での招待講演等もお知らせください。高等研究教育院の H P に掲載します。

Q 2 5 : 研究教育院生に関する相談の窓口（連絡先）は？

A 2 5 : 研究教育院生に関する相談の窓口（連絡先）及び本FAQに関する問い合わせは、以下のとおりです。電話でも結構ですが、E-mail を活用してください。なお、E-mail にて問い合わせの場合は、採用年度、領域、部局、氏名等を忘れずに記載してください。

【学際高等研究教育院】

〒980-8576 仙台市青葉区川内 41

Tel : 022-795-5749

E-mail : [diare-senryaku@grp.tohoku.ac.jp](mailto:diare-senryaku@grp.tohoku.ac.jp)